

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 五 號 第 二 十 一 卷

大正十四年十一月一日發行

論 叢

人間愛の起源……………教 授 川村多實二

租税公正の實現難……………法學博士 神戸 正雄

現象學的基本考察……………文學博士 米田庄太郎

時 論

關稅特別會議に就て……………法學博士 末廣 重雄

勞働組合主義と集合契約……………法學博士 河田 嗣郎

說 苑

金利と物價との相關關係に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

歐洲に於ける家産運動及び家産制度……………經濟學士 八木芳之助

スミスの植民地論について矢内原教授の教を乞ふ……………經濟學士 長田 三郎

雜 錄

生計調査より觀たる租税負擔……………法學士 汐見 三郎

法 令

重要輸出品工業組合施行規則・輸出組合法施行規則

附 錄

本誌第十一卷乃至第二十卷論題索引

（禁 轉 載）

時 論

關稅特別會議に就て

末 廣 重 雄

一

支那政府の歳入を増加する目的を以て、支那關稅率の改正及び之に關聯する事項につき華府會議に於て締結せられた支那の關稅に關する條約第二條第二項により、關稅特別會議は同條約實施後三箇月内に支那政府が指定する時日と場處とに於て開かれる筈であつたが、佛支兩國間に發生した謂はゆる金フラン問題の故を以て、遷延すること三年の久しきに及んだ。然るところ、同問題が最近圓滿に解決せられた結果、佛國は同條約を批准し、去る八月五日を以て批准書全部の寄託を了つたから、同條約第十條により效力を生ずることになつた。そこで、支那政府は關稅特別會議を十月二十六日北京に於て開催することに決し、八月十八日を以て此旨を同條約署名國に通

告し、各署名國に於ては孰れも之を應諾した。

關稅特別會議は支那の關稅に關する條約に基くものであるから、會議の議題は原則として同條約の規定する事項に限るべきであるが、支那政府より關稅自主權回復を議題とすることに關して希望が出で、參加列國に於ては、關稅問題に關する支那政府の合理的提議に對しては、之を考量し且つ討議するを辭せざる旨を答へたから、會議は支那と貿易上密接なる關係を有する我國の將來に甚大なる影響を及ぼすことあるものとなつた。左に今次の會議の議題につきて説明をなし、我國の對應策につきて少しく論じたいと思ふ。

二

先づ關稅特別會議の議題は如何なるものであるかにつき、支那の關稅に關する條約によりて其の概要を左に叙説する。

(一) 謂はゆる裁釐加稅實行準備に關するもの。

一九〇二年九月五日の英支條約、謂はゆるマツケー條約第八條により、支那は「商品に釐金其他の賦金を課するの制度は貨物の自由流通を妨げ、貿易上の利益を阻礙するを認め」、支那十八省並に東三省の各道路鐵道及び水路に於ける釐金其他の賦課を取立つべき稅局は、其の種類の如

何を問はず悉く永久に之を廢止し、支那に於て同條に規定するところを履行するならば、英國は右の代償として、輸入品に對しては一九〇一年の議定書に定めたる輸入税即ち現實五分（從價五分を意味す以下之に准ず）の一倍半（七分五厘）に相當する特別附加税を賦課し、輸出税に關しては税率は五分を超ゆることを得ずとし、而して輸出税の半額即ち二分五厘の特別附加税を賦課することに同意した。もつとも、右の條項の效力發生の條件として、現在若くは將來支那に於て最惠國條款を有する凡ての國が英國と同一の約束を爲すことを要し、若し支那に於て最惠國條款を有する國が一九〇四年一月一日までに右の條項と同一の約束を爲さざるときは、右の條項は列國が之と同一の約束を爲すに及びて始めて效力を生ずることとした。

米國は一九〇三年十月八日の米支條約第四條及び第五條により、同一目的を以、釐金其他の通過税を廢止する代りに、輸入品には七分五厘を超えざる附加税、輸出品には二分五厘を超えざる附加税の賦課を承認した。

我國も亦一九〇三年十月八日の追加日支通商航海條約第一條により、裁釐加税に關し、支那が各條約國と協議の上決定するものと同率の附加税を支拂ふことを承諾した。

釐金廢止の場合に引上ぐべき輸入關税率は、上述の如くマツケー條約に於ては明に七分五厘と定め、米支條約に於ては最高七分五厘であるが、日支通商航海條約に於ては、「支那が各條約國と

協議の上決定するものと同率の附加税」と規定してあるに過ぎぬ。従つて、我國及び支那に於て、普通一般に七分五厘とし、私も便宜上往々にして斯く云ふけれども、實は七分五厘と定まつてゐる譯ではない。釐金廢止の上は多分七分五厘の附加税賦課を見るであらうけれども、若し英國始め列國と支那との間に七分五厘以下又は七分五厘以上の協定成立する場合には、我國は之と同率の附加税賦課を承認せねばならぬ義務があるのである（然し便宜上七分五厘の附加税として説明を進める）。

支那は、支那に於て最惠國條款を有する總ての國とマツケ―條約第八條の豫期する條約を締結し得なかつたから、今日に至るまで裁釐加税は實施せられなかつた。従つて今次關稅特別會議に於て、七分五厘の附加税賦課の目的を以て上記三條約に規定する釐金廢止等の條件履行の準備に關することを議題の一とするのである（支那の關稅に關する條約第二條參照）。

(二) 釐金廢止其他の條件の履行に先ち、暫行的のものとして賦課せらるる有稅輸入品に對して一律二分五厘（貿易を阻礙することなくして收入を増加する見込ある或種の奢侈品に對しては二分五厘乃至五分）の附加税の實施期日、目的、條件等を決定すること（支那の關稅に關する條約第三條參照）。

(三) 輸入關稅改正に關する規則を定むること（支那の關稅に關する條約第四條參照）。

(四)從來支那陸境稅關に於て賦課せる關稅に關し、支那と接壤する日英佛露諸國は海境關稅率に比
べて一定の輕減を受けてゐたが、陸境と海境との間に差別待遇を爲すことは機會均等の原則に背
反するの故を以て、支那の關稅に關する條約第六條により、列國は支那の一切陸境及び海境に於
て賦課する關稅率に就て均一の原則を承認したから、右の原則の實行に關する取極を爲すこと
(支那の關稅に關する條約第六條參照)。

(五)支那に關する九國條約第三條及び第四條、即ち支那に於ける列國の商工業に對する機會均等主
義に關する規定の實行に關聯して生ずることあるべき問題を調査報告の爲め附議する目的を以て
設置せらるべき諮議院(Board of Reference)の構成に關する細目案を起草すること(極東問題諮議
院に關する決議參照)。

三

上記關稅特別會議の議題となるべきものに就て見るに、釐金廢止の必要に關しては支那國內に
於ても大體異論がないやうであるけれども、其の實行は中々困難であつて、支那朝野は如何にし
て釐金を廢止すべきやの方法につき頭を悩ましてゐる。我國に於て東亞研究會々員諸君の如き
は、財源さへあれば釐金廢止の容易なるを主張しつゝあるけれども、支那の政情現在の如くにし

て、釐金其他類似の賦金廢止が近き將來に於て確實に行はるゝであらうか。私は頗る之を疑ふ。

關稅特別會議支那全權王正廷が、マツケー條約は二十有餘年前のもので、當時と全く事情を異にする今日の支那に之を適用すべからずとし、同條約を廢物呼はりして一足飛に關稅自主權回復を求めんとするのは、必ずしも人氣取りの爲めにする許りでもあるまい。釐金廢止の實行困難なる結果、マツケー條約が有效なる限り輸入關稅五分附加稅七分五厘合計一割二分五厘の障壁に喰止められ、關稅自主權回復に到達することの容易ならぬを觀破したからであらう。

斯くの如くにして裁釐加稅は實行容易でなく、而かも關稅特別會議の議題となるのは其の準備に關するものに過ぎぬ。上述(三)の輸入關稅改正に關する規則を定むること(四)の陸境海境に於ける關稅率に關する均一の原則實行のこと(五)の諮議院の構成に關する細目案起草のことも孰れも重大事項ではない。従ふて、關稅特別會議の議題中最も重要であると認めらるるものは、二分五厘の附加稅問題と、支那より提議すべき關稅自主權問題とである。

四

支那の關稅に關する條約第三條に規定する二分五厘(或種の奢侈品に關しては二分五厘乃至五分)の附加稅賦課其事に關し、我國に於て未だに彼是れ云ふ者がないでもないやうである。現行

輸入關稅に二分五厘の附加税を賦課することは關稅五割の引上を意味し、我國の對支貿易は今後一箇年約一千萬圓の負擔を増加することになるのである（大正十二年の支那輸入關稅收入額を標準として計算す）。今後我國は二分五厘の附加税賦課により支那内地製品との競争上頗る不利なる地位に立つことになるのであるから、之に反對の聲あるは一應無理もないことであると云はねばならぬ。支那の關稅に關する條約第三條を見るに、「……同會議（關稅特別會議）は其の決定すべき期日目的條件に依り有稅輸入品に對し附加税を賦課することを認むべし。右附加税は之を一律に二分五厘とす……」とあるから、期日目的條件に關し列國が折合はぬ以上二分五厘の附加税は實施せられぬ筈である。けれども、此の附加税賦課は華府會議で既に決定したことであるから、期日目的條件に關し六ヶ敷要求を提出して實施を阻止することは、今更事情の許さぬところであらう。然し關稅引上によりて大犠牲を拂はねばならぬ我國としては、實施の期日目的條件に關し多少希望條件を提出しても決して不當ではない。

最近我國に於て商業會議所、大日本紡績聯合會其他對支貿易に關係ある諸團體、並に東亞研究會等諸方面より、二分五厘附加税賦課に關する希望條件が發表されてゐるが、私は其中の或るもの、作成に關係したのみならず、それ／＼の方面と意見の交換もした關係上、此等希望條件を解説し、且其の當否に關して少しく卑見を述べたい。

(一) 二分五厘の附加稅實施期日。

華府會議當時、我國に於ては支那輸入關稅を現實五分に改むることすら異論があつた。蓋し當時現實三分五厘位に過ぎなかつた關稅を現實五分に改むことは約四割三分の引上を意味し、更に之に二分五厘の附加稅を賦課すれば、増加したばかりの關稅を新に又五割引上ることになり、我國の對支貿易に重大なる影響を及ぼすからである。従つて小田切氏は太平洋及極東委員會分科會に於て、我國は支那關稅を直に現實五分に改むることには反對せない。けれども急激にして巨額なる引上は支那に在りて日本品を消費する者の苦痛を甚しくするのみならず、我國の工業に大打撃を加ふる虞があるから、關稅引上は徐ろに實行し、我國の經濟界をして變化に順應するの餘裕あらしむるやう、充分なる實施猶豫期間を設くる必要ある旨を陳述した。

支那の關稅に關する條約第三條によれば、二分五厘の附加稅の實施期日は關稅特別會議に於て決定することになつてゐるから、我國は上述の陳述に基き、數箇年の猶豫期間を説くべきことを主張しても必ずしも不當でないやうに思はれる。けれども、關稅特別會議が今日まで開かれなかつた爲め、二分五厘の附加稅賦課は既に三箇年延期せられた。我國の對支貿易關係者は新狀態に對應する策を此間に講じた筈であるから、更に此上數箇年の猶豫期間を要求することは必ずしも必要であるまい。況んや支那政府の財政窮乏今や其極に達し、關稅增收を觀ること恰も大旱の雲

電を望むが如く、暫時の猶豫すら六ヶ敷程であるから、我國は此際多少の犠牲を忍んでも二分五厘の附加税の即時實施に同意し、以て友國財政の基礎を安固にし、有力なる中央政府樹立に助力するの一端とすべきであらう。對支貿易關係者の間に二分五厘の附加税即時實施に異議を唱ふる者なきことは、私の大に喜ぶところである。

(二) 支那海關に日本人關員を増加し、關員の採用上公平を期すること。

支那海關に於て英國人が總稅務司の要職を獨占し、關員の任免權を掌握するに乘じて專横なる振舞を爲し、稅務司(各海關長官)の如き重要な地位は英國人が其の七割を占むるが如きことは(大正十年上海日本人商業會議所報告による)、從來私共の問題としたところであるか、一八九八年二月支那政府が英國政府に對して聲明したところにより、英國の對支貿易額(本國のみならず、植民地の對支貿易も包含するものと解せらる)が他國のそれを凌駕する限り、總稅務司の地位を英國人の手より奪ふことは困難であらう。けれども、最近我國の對支貿易が年を追ふて發展し、現在のところ支那輸入貿易の約三割を占むる事實に鑑み、對支貿易額の率に應じて支那海關に於ける日本人關員の數を増加すべく主張するは正當のことであると信ずる。

(三) 關稅收入の保管銀行を香港上海銀行に限らず、我國の在支銀行(正金銀行)をも加ふること。

關稅收入の保管銀行は現在のところでは香港上海銀行に限られるが、是は如何にも不公平のこ

とである。華府會議太平洋及極東委員會分科會に於て、小田切氏は我國が支那海關の收入に寄與するところ大なる事實を指摘し、支那海關制度の運用即ち支那海關收入保管銀行並に支那海關に使用せらるゝ外國人關員の割合等に關し、公平妥當なる措置を執るの必要ありとし、來るべき關稅會議(關稅特別會議を意味す)に於て、右の希望を考量せんことを求め、佛伊白和諸國委員は之に贊同した。斯かる事情があるのであるから、關稅特別會議に於て以上の二件を希望條件として是非とも提出すべきであらう。

(四)防穀令を撤廢せしめ且支那の天然資源の開發に對する障礙を除去せしむると同時に、原料品の輸出税を廢止少くとも之を輕減せしむること。

支那は原料品及び食料品の輸出に對し、五分を原則とする關稅を賦課するのみならず、輸出禁止を目的とする防穀令の如きものすらあり、數年前には綿花輸出禁止の議があつた位である。其他鐵礦油田等に關しても門戶閉鎖的施設が行はれてゐるが、斯くの如きは天然資源に乏しく、原料品や食料品の供給を支那に仰がねばならぬ我國に取りて甚しき苦痛であると同時に、支那に於ける産業の發展を阻礙すること極めて大なりと云はねばならぬ。支那の天然資源を開放し、原料品及び食料品の輸出を自由することは實に日支兩國の共通利益であるから、華府會議に於て我が幣原全權は、支那の國土が包括する莫大なる富源を充分利用し得るが爲め、支那が外國の資本

及び商工業に對し其の門戸を開放するの急務たることを陳述した。之に對して支那全權は、支那國民の重大利益及び其の經濟的生活の安固と合致する限り、支那は資源の開發に關し、今後も引續き外國の資本及び技術の協力を求むべき旨を聲明したけれども、其後一向門戸を開放する様子が見えぬから、關稅特別會議に於て我國の希望を反覆することは無用の業でない。同時に原料品の輸出稅の廢止少くとも其の輕減は、二分五厘の附加稅賦課によりて我國の蒙るべき重大なる經濟上の打撃を緩和する一策として極めて望ましいことである。

但だ二分五厘の附加稅賦課による約三千萬圓の關稅增收の使途多端であつて、原料品輸出稅の廢止又に輕減による關稅收入の減少を填補する餘裕が乏しいから、財政上實行が困難であらうし、且つは支那人の排外思想に基く天然資源獨占主義により、關稅自主權回復の曉、綿花鐵礦羊毛等原料品の輸出に重稅を課すべしといふ者があり、大正十一年夏全國商會聯合會より大總統に提出した意見書に於ても、內國產工業品の輸出に對しては輕稅を設け、原料品には高率の課稅を爲すべしと主張する者あるに徴すれば、原料品輸出稅の廢止又は輕減の容易に行はれ難きを知るのである。

(五)從來輸入外國品を奧地に送るに際し、二分五厘の抵代稅(子口半稅ともいふ)に關する條約の規定が嚴守せられぬことは不都合であり、更に機械製洋式製品例へば綿糸に關し國產獎勵の目的を

以て與へらるゝ特典(五分の消費税を課するのみにて、其れ以外の内地税を一切免除す)を、在支日本人の同種の製品に容易に與へぬ場合があるさうであるが、是は明治二十九年の日支通商航海條約附屬議定書第三條違反であるから、條約の誠實なる履行を要求せねばならぬといふ意見があつて、私も之に異議はない。實は斯くの如きことを二分五厘の附加税賦課に關聯して希望條件として提出するが如きは或は失當の議を免れまいが、此の機會を利用して支那政府に條約の誠實なる履行を迫るるも一策であらう。

(六)二分五厘の附加税に相當するやう支那内地製品にも生産税(又は消費税)を課し、關稅引上によりて受くる列國產業上の苦痛を緩和せねばならぬといふ説は對支貿易關係者間に唱へられ、我が政府當局の間にも賛成者があるやうである。惟ふにマツケー條約に於て、英國は支那の經濟的發展を甚しく阻礙する惡税たる釐金の廢止を條件として、輸入税附加税七分五厘の賦課を承認したが、此の關稅引上には支那の產業保護といふ意味は無いから、交換的に、支那内地に於て機械によりて生産する綿糸綿布其他洋式貨物に對し一割の生産税を賦課せしむることゝした(マツケー條約第八條第九項)。今次の附加税二分五厘賦課の目的も亦支那の產業保護にあらず、支那政府の窮迫せる財政救済の爲め其の收入を増加することが目的であるのであるから、二分五厘の附加税に相當する課税を支那の内地製品に關して求むることは内外產業に均等なる機會を與ふるもの

であつて、決して不合理でないといふのである。

吾人が此の要求の當非を論ずるに方りて是非とも念頭に置かねばならぬことは、今次の關稅特別會議は四年前華府會議に於て成れる支那の關稅に關する條約第二條に基きて開かれるのであるが、最近支那に於て熾盛となれる國權——關稅自主權回復の叫びの爲め會議が重大なる意義を帯び來つたといふ一事である。支那國民が關稅自主權に對する束縛を免れんと懸命の努力を爲しつつあるとき、二分五厘の附加稅賦課が支那產業保護を目的とせぬからとて、支那内地製品に對して之に相當する課稅を求め、新に支那の稅權を束縛せんとするも、果して支那の同意を得る見込があるであらうか。もつとも、マツケー條約に於て、支那は一割の生産稅賦課に同意し、自國の稅權束縛を認めたけれども、それは現在の意味に於ける國權回復運動が未だ起らぬ二十有餘年前のことである。大正十一年支那の全國商會聯合會が大總統に提出した意見書によれば、聯合會は内地製品に對する課稅に必ずしも反對せざるやうであるけれども、是も亦國權回復運動が未だ今日の如く猛烈とならぬ三年前のことである。關稅自主權回復の聲が燎原の火の如く支那全土に廣がれる今日、支那の國民的希望と全く背馳する要求を提出して、果して目的を達することが出来るであらうか。此際支那は已むを得ず承諾するとしても、餘りに我利的であり、支那に對して同情なき我國の要求は、支那人の胸中に拭ひ去るべからざる反感を植附けることはあるまいか。

私は之を憂へる。若しそれ希望條件たる以上、支那の反對に會へば直ちに撤回する覺悟であらゆる要求を十把一束に提出すべしといふならば、我輩復何をか云はんやである。

(七) 二分五厘附加税賦課に關聯して釐金の全廢少くも其の一部の廢止を要求すべしといふ意見もあるやうである。釐金廢止の實行困難なることは上述の通りであるが、若し此際強て其の實行を求むれば、二分五厘の附加税賦課を事實不可能ならしむるものであるといはねばならぬが、更に支那の關稅に關する條約第三條に、

第二條に規定する特別會議は同條に記載する諸條約の條項に規定する釐金廢止及び他の條件の履行に先ち適用せらるべき暫行規定を考量すべし。同會議は其の決定すべき期日目的條件に依り有税輸入品に對し附加税(二分五厘)を賦課することを認むべし。

とある以上、二分五厘の附加税は釐金廢止に先ち暫行的に賦課せらるべきものであつて、釐金廢止(廢止は全廢たると將た又一部の廢止たるとを問はぬ)を二分五厘の附加税賦課の條件とし、其の履行をまつことを許さぬものである。

(ハ) 二分五厘の附加税賦課による關稅增收一ヶ年約參千萬圓の使途に關し、民間に於ては之を無擔保(擔保不確實なるものも含む)借款の整理に使用せしむべしといふ聲が高く、我が政府の關稅特別會議對應策に關する準備委員會の確定案として過日新聞紙上に發表せられたるものも亦、增收

の一半を支那政府の行政費に充て、殘部を以て無擔保借款(内外債全部にて約八億圓)の整理を行はしむべしとするのである。

二分五厘の關稅増徴より生ずる收入の半を以てしては極めて不徹底なる整理を爲し得るに過ぎぬから、或は支那をして、充分なる整理を行ふに足る財源を得るを口實として、二分五厘とマツケー條約に規定する七分五厘との中間稅率の設定を要求せしむることになるかも知れぬ。英米に取りては少許の關稅引上は對支貿易上さしたる苦痛とはならぬから、英國は先般既に我が政府に對し、非公式に一分五厘引上を交渉し來つたさうであつて、支那より關稅引上の要求出づる場合に賛成することなきを保し難い。けれども、我國に取りては二分五厘の引上すら少なからぬ影響のあるのに、其上更に關稅の増徴があつては非常なる苦痛となるから、此際二分五厘に喰止めんと欲するならば、關稅引上を促がす虞ある無擔保借款の整理を要求せず、他日支那財政狀態の改善するときまで之を延期することが策の得たるものではないかと考へる。

惟ふに支那現政府は極度の財政難に陥り、遺繰算段で漸く其日を送るが如き慘憺なる有様であつて、何時沒落の悲運を免れぬやも測り難い。此際五十年計畫で無擔保借款の整理をしたからとて、支那の財政的信用を高むる所以とならず、少くも當分のところ無擔保で新借款に應ずる者はあるまいから、財政窮迫のどん底に在る支那政府に取りては何等當面の實益がないのである。然

るに、債權者自身の不明不注意の結果として償還を得ざる借款殊に西原借款の如き貸附當時には恐らく局に當りし者が後日の償還を期待せなかつたもの、整理に關稅增收を充てしめ、焦眉の急たる支那の財政救済を闕却して、専ら債權者の利益を擁護せんとするは、餘りに利己的であるとの非難を免れぬであらう。

然らば關稅增收三千萬圓の使途を如何にすべきかといふに、私は其の全部を行政費として支那政府の自由處分に一任したいと思ふのである。之に對して支那政府に三千萬圓の金を與ふれば、軍閥の間に其の爭奪戰が始まりて益々時局の紛糾を來すべく、有力且安固なる政府の樹立を一層困難ならしむるであらうといふ意見があつて、一應尤もであると考へる。けれども、支那政府が財政窮乏に苦しむこと現在の如く甚しくは、有力且安固なる政府の樹立も、關稅自主權の回復も共に困難であるから、若し吾人にして友邦の國民的要求に同情し、新支那の出現を切望するならば、改造に必要な資金を給與せねばならぬ。三千萬圓の關稅增收を全部支那政府の自由處分に一任すべしといふは之が爲めである。不幸にして、論者の懸念するが如く支那にして與へられる資金を善用する能力なきこと明となれば、新に對應策を講せねばならぬことになるであらうけれども、兎に角今日は、我國の利益の幾分を犠牲にしても支那の改造を援助すべきときである、是は唇齒輔車の關係ある支那の爲めに我國のまさに爲さねばならぬところであらう。

五

關稅特別會議は支那の關稅に關する條約第二條によりて開かれるのであつて、同會議の議題は原則として同條約の範圍内に止むべきものではあるが、英米兩國は會議の範圍を擴張せんとし、支那も亦同會議招請狀中に、

支那政府は曩に華府會議に於て支那の關稅に關する條約を承認せりと雖も決して關稅自主權を拋棄するの意思なく、將來適當なる時期に重ねて此の問題を討議したき旨を宣言せり。右の宣言に基き、支那政府は將に開催せんとする關稅特別會議に於て關稅自主權回復問題につき討議せられんことを希望す。

と云ひ、我國等は之に對して、

支那政府は同會議に於て關稅自主權回復を目的とする提案を上議せんとの意嚮これある旨貴翰中に開示せられ候。……將又關稅の問題に關し支那政府の提起せらるゝことあるべき何等合理的提議に關しては、日本政府は他の關係列國と共に之を考量且討議するを辭せざるものに有之候。

と答へたから、支那は關稅特別會議に——多分會議の劈頭に關稅自主權回復の要求を提げて起

ち、會議の議題の範圍は自ら擴大せられるであらうと云はれてゐる。然し支那が、支那の關稅に關する條約第二條の釐金廢止問題も同條約の二分五厘の附加稅問題も閉却し去りて、關稅自主權の即時回復を要求するが如きことあらば、支那の關稅に關する條約を無視し、關稅特別會議の性質を一變するものであるから、我が政府は之に反對する決意を有つてゐるさうである。けれども關稅自主權回復に關し合理的なる提案を爲し來る場合に於ては、其の討議を拒む何等口實はない。支那と共存共榮の關係ある我國としては、誠意を以て此の提案を考量し且討議せねばならぬ。

願ふに支那の關稅自主權回復に關する要求は今日に始つたことではない。既に巴里講和會議に於て支那は七箇條の國權回復に關する國民的要求を提出し、其の一箇條として、現行關稅率は不公平非科學的且舊式にして支那の經濟的要求に副はざることを理由として、列國と協定する期間經過後に於て關稅自主權の回復を求めた。聯合國は當時歐洲改造に多忙であつて此の要求を考量する邊を有たなかつたから、支那は機會の來るを待つこと三年、華府會議に臨みて再び關稅自主權の回復を提議した。一九二一年十一月二十九日太平洋及極東委員會分科會に於ける支那全權顧維鈞の提案大要左の如し。

(イ) 現行の輸入關稅五分を今後一割二分五厘とすること。

(ロ) 支那は一九二四年一月一日より釐金を廢止するにつき、同日より各國は一九〇二年の英支條約一九〇三年の日支條約及び米支條約の規定に従ひ、支那が輸出入税に或る附加税を賦課することを承認すること。尙各國は支那が同日より奢侈品に對し一割二分五厘の上に更に追加附加税を賦課することを承認し、其他の事項に關しては前記三條約の規定に従ひ處理すること。

(ハ) 本協定後五年以内に輸入關稅最高率を二割五分とし、其の範圍内に於て支那は自由に稅率を定め得る新關稅制度を各國と協定すること。而して此の制度は左に掲ぐる(ホ)の期間満了のときまで實施すること。

(ニ) 陸境關稅の輕減は之を廢止すること。

(ホ) 關稅其他の課稅に關する現行條約の規定は、本協定の日より十年後に全く之を廢止すること。

之によれば、支那の要求するところは關稅自主權の即時回復ではなかつた。巴里講和會議に提出せられたものよりも漸進的ではあるが、夫れでも尙マツケー條約以上に出で、先づ釐金廢止を條件とせずして輸入税を一割二分五厘に引上げ、其後二階段を経て十年後に關稅上の束縛を免れ、自主權を回復することを要求するものであつた。

支那の關稅自主權回復は華府會議に於ても列國の承認するところとならず、結局支那は支那の

關稅に關する條約に規定するところのものを以て満足せねばならなかつた。然し當時支那全權は「本會議が關稅自主權回復に關する支那の要求を以て妥當なりとせざるにも拘はらず、支那全權が既に諸君に報告せられたる協定に同意し、其の要求に關して讓歩することは決して支那全權の意思でない。否な支那全權として此の要求を將來總ての與へられたる機會に於て提出せんと欲する旨を言明することは、其の當然の義務であると信する。」と聲明し、昨年十二月九日列國が支那政府に發したる共同通牒に對する同月二十三日付同政府の回答中にも、

尙永久確乎たる基礎の上に支那と友邦各國との友好關係を確立せんとする希望により、支那政府は關係列國が數年來支那政府によりて各種の國際會議に提出せられたる國民的要求に就て同情ある考慮を與へんことを切望す。

と云ひ、去る六月支那に國權回復に關する國民的運動發生するに及び、輿論に引摺られて不平等條約改正を要求した行掛上、支那政府としては、對内策としても關稅特別會議に關稅自主權回復に關し提案せねばならぬ破目となつた。然し最近支那より來る報道によれば、支那政府は關稅自主權即時回復を主張せず、漸進的に關稅に關する不平等條約の束縛を免れ、或る階段を経て自主權回復を圖る方針であるやうであるが、此の報道にして誤なく、支那の要求にして合理的のものたる以上、我國としては事情の許す限り同情を以て支那の提案を討議せねばならぬ。

關稅自主權回復問題に關し最近我國に於て論議せらるゝところを見るに、極めて少數なる一部の人は關稅自主權回復の曉には、支那は大に其の關稅を引上げ、我國の對支貿易に致命的打撃を加へるであらうから、絶對に之を承認すべからずと云ひ、之に反して、東亞研究會——少くも其の會員の主なる部分——は、支那國民の熱烈なる要求に同情して關稅自主權を此際直ちに承認し、其代りに、支那の國民經濟發達の大障礙として目せらるる釐金——マツケー條約締結當時に比ぶれば弊害は減じたけれども——を今後數年を期して廢止し、幣制を改革し、防穀令其他天然資源の開發を妨ぐる障壁を除去すべきことを約せしむべきである。關稅自主權を承認するも支那に於て無暗に關稅を引上ぐるることなかるべく、而して支那にして右の諸改革を行はんか、支那の産業大に發展して、之に伴ふて日支貿易も偉大なる發達を遂ぐるべく、日支兩國々民の福祉の増進を將來するであらう。關稅自主權回復の如き深く憂ふるに足らぬ、と主張しつゝあるのである。

惟ふに支那の關稅自主權回復は、前論者の云ふが如く、經濟上固より我國の不利となるであらうから、單に利害問題として觀れば、何人も論者の云ふところに共鳴せざるを得ない。けれども、正義の見地よりして、將た又日支親善の立場よりして、永久に支那の國民的要求に反對することが果して可能であらうか。論者が我國の經濟的利益のみに囚はれて、大勢の趨くところを見

るの明なきを悲しまざるを得ない。さればとて、後の論者の如く、數年を期して、釐金廢止を始め、支那産業の發達を妨ぐる經濟的障礙の撤廢を約せしむるのみにて、此際直ちに關稅自主權回復を承認せんとするは、我が國運の消長産業の盛衰に至大なる關係ある問題を餘りに輕々に取扱ふものではあるまいか。

マツケー條約に於て一割二分五厘の條件とする釐金廢止を關稅自主權回復の條件とするの當否は暫く措き、釐金廢止の難易については頗る議論のあることであるが、後の論者は曰く、釐金廢止は財源さへあれば容易の業であつて、支那が關稅自主權を回復し關稅引上によりて國庫の増收を得る以上財源の乏しきを憂へずと。然し支那の政情現在の如くである以上、財源があるからとて直ちに釐金廢止の容易なるを説くは輕卒の嫌があるのではなからうか。明治三十六年十月の追加日支通商航海條約第六條に於て約する幣制改革を今日に至るまで實行せざる支那をして、關稅自主權回復の條件として釐金廢止を約せしむるには餘程確實なる保障を得なければ安心が出来ぬ。幸に釐金廢止は行はるゝとしても、釐金に類似する通過税を何等かの名義を設けて賦課する虞がないであらうか。従つて輕々に關稅自主權を承認すれば、支那は釐金廢止其他の條件を履行するところなきにも拘はらず、新に獲たる自主權を利用して關稅を引上げ、我國の對支貿易に致命的打撃を加へる虞がある。論者が日支親善を云ふは善し、然れども之が爲めに、我國の重大利

益を犠牲にするを顧みざるは遺憾千萬である。

然らば支那より關稅自主權回復の提案ある場合に、之に對して我國の執るべき態度を如何にすべきか。明治初年以來約四分の一世紀間國權回復の爲めに惡戰苦闘して、支那と同じ徑路を履み來つたのみならず、支那と共存共榮の間柄である我國としては、支那の國民的要求に深甚なる同情を示し、關稅自主權回復なる目的の達成に對し出來るだけの援助を與へねばならぬ。けれども、今日は關稅自主權回復を承認するに適當なる時期でない。支那が關稅自主權を回復し、列國より國家らしき待遇を受けんことを望むならば、須らく先づ內政の整頓を圖り、條約上の義務を遂行する能力ある政府らしき政府、支那に關する九國條約第一條の文字を藉りて云へば、有力且安固なる政府を樹立することが先決問題であらねばならぬ。

之は私の一家言でない。最近駐支英國公使の爲めに倫敦に於て開かれた送別會に於て、英國外相チエンバーレンは「支那が自ら國內を統一し、實力ある中央政府を建設し、之をして國際條約上の義務履行の衝に當らしむるに至らば、英國は從來他國と共に支那に於て享受したる特殊の地位を拋棄する決意を有する（領事裁判權撤廢と共に關稅自主權回復を承認すべきことを意味す）」と云ひ、支那に於て不平等條約廢棄運動の急先鋒たる雷般の如きも「日英兩國の如きは不平等條約廢棄運動に同情を表するのみであつて、容易に吾人の要求を容認せないやうである。故に吾人にして最後の勝利を得んと欲すれば、古人が云へるが如く、先づ内を安んじ然る後外に向はねばならぬ。吾人は對外的に正義を貫徹する前に先づ國內の統一內政の整頓を必要とする」旨を高調し

た。眞に然り。支那に於ける有力且安固なる政府の樹立は關稅自主權回復の前提條件であらねばならぬが、釐金が完全に廢止せらるゝことは、正に斯かる政府が樹立せられたことを證據立てる一の有力なる材料となるであらう。明治三十六年十月の追加日支通商航海條約に於て支那が我國に約する貨幣並に度量衡制度の改革の行はるゝ如きも亦然りといはねばならぬ。斯くして釐金廢止、貨幣度量衡制度の統一等によりて證據立てらるゝ有力且安固なる政府の樹立せらるゝ以上、支那の要求する關稅自主權回復を承認すべきは事理の當然であつて、我國の利害を云爲して之に反對すべきではない。又反對したからとて、何時までも支那の國民的要求を抑止し得るものでもない。

或は曰く、英國政府は附加稅二分五厘の上に更に一分五厘を加へ四分と爲さんとする意嚮を有し、米國政府も大體同様の考を有つてゐるさうであるが、華府會議に於て附加稅二分五厘問題に關して、我國が英國に引摺られたるが如く、今次の會議に於て又もや英國に追隨するは我國の大なる不利であるから、寧ろ進んで關稅自主權回復を承認し、英國に先手を打つべきである。然し現行關稅五分に四分を増して九分、之に抵代稅を加ふれば一割一分五厘となる。マツケー條約は釐金廢止を條件として一割二分五厘を承認するに過ぎざるに、英國は釐金の弊害を存置し乍ら、關稅を僅か一分少なき一割一分五厘まで引上げんとするのであるから、マツケー條約の精神に照し不合理なる提議と云はねばならぬ。支那に對し、支那の關稅に關する條約の規定に關聯して支那より提出すべき要求の合理的であらねばならぬことを我國と共に主張する英國自身が、右

の如き不合理なる提議をなすならば、正々堂々之に反對すべく、而して他にも對應策なきにあらざることは上述の通りである。私は英國に先手を打たんが爲め、此際我國が進んで關稅自主權回復承認を主唱するの可なる所以を知らぬ。

或は又關稅特別會議に於て、關稅自主權回復に關する支那國民の熱烈なる要求を無視するに於ては會議は決裂し、支那に於て排日運動は再び猛烈となり、我國に大なる惡影響を及ぼすことあるを憂ふる者がある。論者の云ふが如く排日運動再び勃發するの虞ありと假定し、排日に伴ふ排日貨が我國の對支貿易に少なからぬ影響を與ふことは私も之を知る。けれども、排日貨よりも畏るべきは、支那の勸心を買はんが爲め無準備に關稅自主權回復を承認することにあつて、其の結果我國の對支貿易が致命的打撃を蒙るであらうことは、以上に論じた通りである。

更に考ふるに、支那に於ける排日運動は關稅自主權回復を以て終結するものではない。今後領事裁判權の撤廢、大正四年の日支條約の改正殊に旅大還附其他不平等條約の改正を我國に迫る爲めに、今後屢次發生することあるを覺悟せねばならぬが、排日運動を畏るゝ論者は其の發生を防止する爲めには、我國は何時たりとも、支那より提議し來るべき一切の不平等條約改正に關する交渉に應じ、此等條約によりて獲得したるあらゆるものを直ちに支那に還附せねばならぬとするか。然らずとすれば、論者は何故に排日運動の危險を理由として、單に關稅自主權回復の即時承認のみを主張せんとするか。私は遂に之を解するを得ないのである。(十月十日稿了)